

日本海運集会所救助契約書式改定報告

社団法人 日本海運集会所
書式制定委員会
海難救助報酬斡旋委員会
救助契約書式改定審議小委員会
救助契約書式改定審議専門委員会

社団法人日本海運集会所は、同集会所救助契約書式（和・英両文）を改定し、このほど実用に供する運びとなったので、ここに改定書式を公表すると共に、改定審議の経過並びに改定書式の改定内容を報告する。

なお、改定書式の改定内容については、救助契約書式改定審議専門委員会委員長として改定作業に携わった金井薰一郎（東京海上火災保険株式会社）氏に御執筆頂いた。

【救助契約書式改定審議の経過】

「日本海運集会所海難救助報酬斡旋委員会」は、平成3年1月22日開催の第2回委員会において、日本海運集会所書式制定委員会の了承のもとに、集会所救助契約書式（和・英両文）の改定作業を行うことを決定した。同決定は、海難救助条約の1989年改正に伴いロイズ救助契約書式が1990年に改定されたことを契機として、集会所救助契約書式について同様に改定の必要を認めたものである。

同第2回委員会ではまた、集会所救助契約書式の改定作業については、海難救助報酬斡旋委員会のもとに次の委員で構成する「救助契約書式改定審議小委員会」を設置して行うことを決定した。

【救助契約書式改定審議小委員会委員】

次の各氏（順不同） ◎印委員長、○印副委員長

(海運)

(水産)

福田 肇（川崎汽船）

萩原 潔（大洋漁業）

○星野尚三（大阪商船三井船舶）

(サルベージ)

(商事)

野口 貢（日本サルヴェージ）

平野一徳（日本荷主協会）

脇地修一郎（深田サルベージ建設）

杉浦清司（石油海事協会）

(アドバイザー)

(保険)

谷川 久（成蹊大学）

藤沢 順（三井海上火災保険）

藤原昭男（日本船主責任相互保険組合）

◎原田一宏（東京海上火災保険）

「救助契約書式改定審議小委員会」は、平成3年2月7日に第1回委員会を開催し、委員長に原田一宏氏、副委員長に星野尚三氏を選任すると共に、改定審議の能率を図るために同小委員会のもとに次の委員で構成する「救助契約書式改定審議専門委員会」を設置しそこで作成した改定原案をもって小委員会で審議することを決定した。

【救助契約書式改定審議専門委員会委員】

次の各氏（順不同） ◎印委員長

（海運）

吉田 進（大阪商船三井船舶）

（保険）

藤原昭男（日本船主責任相互保険組合）

◎金井薰一郎（東海上火災保険）

（サルベージ）

代田拓司（日本サルベージ）

（救助契約書式改定審議小委員会）

原田一宏（東海上火災保険）

（アドバイザー）

谷川 久（成蹊大学）

「救助契約書式改定審議専門委員会」は、平成3年2月26日に第1回委員会を開催し、委員長に金井薰一郎氏を選任の上、改定原案の作成作業に着手した。同専門委員会は、同年3月11日に第2回、同年4月1日に第3回、同年4月18日に第4回委員会を開催して作業を終了し、改定原案を作成した。

「救助契約書式改定審議小委員会」は、平成3年6月12日に第2回委員会を開催し、専門委員会作成の改定原案について審議の上最終案を作成した。同最終案は、平成3年7月25日開催の海難救助報酬斡旋委員会において承認されると共に、平成3年10月3日開催の書式制定委員会に報告し、同様にその承認を得た。

なお、成蹊大学法学部教授谷川久先生には、小委員会及び専門委員会の審議に毎回御出席頂き多くの貴重なアドバイスを頂いた。

（改定新書式条文——和文・英文——はそれぞれ12頁と14頁に掲載した。）

日本海運集会所救助契約書式の改定



東京海上火災保険株式会社

船舶損害部船舶第三課長 金井 薫一郎

1. はじめに

1978年に発生した“AMOCO CADIZ”号による大海洋汚染事故を契機とした海難救助をめぐる変革の波は、1989年の新海難救助条約の制定およびその規定の一部を合体した1990年のロイズ救助契約標準書式（以下LOF1990という）の改定をもたらすに至った¹⁾。

これらの動きを踏まえて、日本海運集会所は、本邦における海難救助契約の標準書式として広く用いられている救助契約書式（以下JSE フォームという）を改定する作業にとりかかり、このほど新たなJSE フォームを採択するに至った。

筆者は、救助契約書式改定のためのワーキンググループの委員長として、JSE フォーム改定作業に参画する機会を得たので、以下逐条解説の形式で改定内容についての報告を行うこととしたい²⁾。

2. 改定作業における基本的な取組方針

今回のJSE フォームの改正にあたっては、以下の方針で取り組む方針とした。

- (1) 環境損害の防止・軽減に関する規定の導入
従来のJSE フォームは1985年に改定されたものであるが、その主要な改定点は、1980年に改定されたロイズ救助契約標準書式（以下LOF1980という）に規定されたいわゆるセイフティ・ネットの考え方を取り入れた点にあった。周知の通り、LOF1980に定めるセイフティ・ネットとは、積荷として油を積載したタンカーの救助にあたっては、救助が不成功または一部しか成功しない場合であっても、救助者は実費プラス最大その15%の割増

金を船主から回収できるとするものであり、伝統的な「不成功・無報酬」という海難救助の考え方一部修正を加えるものであった。

新海難救助条約およびその規定の一部を合体したLOF1990においては、このセイフティ・ネットをさらに拡大して、船種の如何を問わず、船舶それ自体またはその積荷が環境損害を発生させるおそれがある場合の船舶の救助については、財産救助が不成功に終わった場合であっても、救助者が環境損害の防止・軽減に成功した場合には、実費にその最大30%、さらに裁判所が妥当と認めた場合には最大100%の割増金をえた金額を特別補償として船主から回収できることとした³⁾。また財産救助に成功し、被救助財産で救助報酬を賄うことができるケースにおいても、救助作業を遂行する過程で救助者が環境損害の防止・軽減に貢献したと認められる場合には、財産救助報酬金額の決定にあたってかかる貢献度も判断要素の一つとして加えることを明記した⁴⁾。これによって、環境損害が関連する救助作業について、救助業者にそれを積極的に引き受ける十分なインセンティブが与えられることになったと考えられる。

この点はLOF1990の最も重要な改定点であり、今回のJSE フォーム改定に際しても第一に取り込むこととした。

- (2) その他 LOF1990の改定点の導入

上記の特別補償の規定以外にも、LOF1990においては船主による救助作業の中止指示権や利息の起算点を始めとしていくつかの重要な改定がなされており、JSE フォームにも取り入れたほうがよいと判断されるものについ

では、適宜導入する方針とした。

また LOF1980にあったが、これまで JSE フォームには取り入れられていなかったもので今回それに倣うのが望ましい規定があれば、同趣旨の規定を導入することとした。

これらの改定は、いずれも JSE フォームを海外の関係者が使用することを考慮して、JSE フォームに国際性を持たせることを目的とするものである⁵⁾。

(3) その他の改定

上記以外にも、JSE フォームの中で独自に改定すべき点があれば見直しを行う方針とした。

なお改定の中で新海難救助条約の規定を取り入れる際には、LOF1990のように条約の規定を直接合体するのではなく、その趣旨を生かす形で独自の条文を作成する方針とした⁶⁾。また条文の番号については、第1条から通しの番号とすることとした。

3. 逐条解説

第1条 [救助作業]

救助者は、本船、積荷その他の財貨を救助し、最寄りの安全な場所又は後刻協定する場所に引き入れ、被救助者に引き渡すため必要な作業を行いうよう最善の努力をする。救助者は、更に、本船、積荷その他の財貨の救助作業を遂行するにあたっては、環境損害（汚染、汚濁、火災、爆発その他類似の重大な事故によって、沿岸、内水又はその隣接水域における人の健康又は海洋生物若しくは資源に生じる実質的な物的損害をいう。）を防止又は軽減するために最善の努力をする⁷⁾。

前段は旧フォームと変更はない。なお LOF1990第1条(a)(i)は、契約書に指定された場所または追って合意された場所のいずれもが被救助財産を引き込む安全地とみなされることを明記したが、JSE フォームにおいては従来から「最寄りの安全な場所又は後刻協定する場所」という表現で安全地について特に問題が生じるおそれはな

いため、今回改定を加えなかった。

後段は、救助者に環境損害の防止・軽減義務を課したものであり、新海難救助条約第8条1(b)およびLOF1990第1条(a)(ii)に倣った規定である。また同時に環境損害の定義規定をおいたが、これは新海難救助条約第1条(d)およびそれを合体したLOF1990第2条の趣旨を取り入れたものである。なお新海難救助条約第8条にいう“substantial physical damage”の邦訳としては、この語が財産的に換算できない損害や現実に発生していないような損害を排除する趣旨と考えられることから、「実質的な物的損害」という語句を採用した。

第2条 [他の救助者の援助]

状況からみてそうすることが合理的である場合には、救助者は他の救助者の援助を求めるものとする。救助者は、更に、本船、積荷その他の財貨の所有者又は本船の船長から受入れについて合理的な要請があったときは、他の救助者の介入を受け入れるものとする。ただし、かかる要請が合理的なものでなかったときは、救助者の報酬額は影響を受けない。

本条は、新海難救助条約第8条1(c)(d)およびそれを合体したLOF1990第2条に倣ったものである。かかる規定がなくとも、必要な場合には他の救助者の援助を求めているのが本邦の実務ではあると考えられるが、JSE フォームに国際性をもたせる観点から、本規定を新設することとした。

なお新海難救助条約の規定と同様に、他の救助者の援助を求めるのはそれが客観的にみて合理的な場合に限る趣旨で条文を作成した。

第3条 [被救助者の協力]

被救助者及びその使用者は、第1条に規定された場所への入れ許可の取得を含め、救助作業に関して救助者に全面的に協力するとともに、その協力にあたっては、環境損害を防止又は軽減するために相当の注意を尽くすものとする。被救助者は、第1条に規定された場所に引入れられた被救助財貨の受取りにつき速やか

に同意する。

本条は、基本的には旧JSE フォーム第1条の2を受け継いだものであるが、新海難救助条約第8条2(b)およびそれを合体するLOF1990第2条に定める被救助者の環境損害の防止・軽減についての協力義務を追加して規定した。第1条で救助者側に環境損害の防止・軽減の義務を課していることに対応する規定である。

また第二文については、旧JSE フォームでは前文を受けて「そのような場所」とされていたのをわかりやすく「第1条に規定された場所」と修正した。

第4条 [救助作業の中止]

救助者が本契約に基づく救助作業を開始した後においても、諸事情を勘案した結果、本船、積荷その他の財貨の救助に成功する見通しがなくなつたと合理的に判断されるときは、本船船主は救助者に対し、書面により救助作業の中止を命ずることができる。

本条は、LOF1990第18条の規定と同様に、救助成功の合理的な見通しがなくなった場合において、船主が書面をもって救助者に救助作業の中止を指示することができることを定めた新規定である。財産救助の成功的見通しがなくなったにもかかわらず、救助者が特別補償を得る目的で故意に作業の引き延ばしを図ることを防止するものである。

第5条 [本契約書日付以前の救助作業]

救助者が本契約書の日付以前に、本船、積荷その他の財貨に対し救助に着手していた場合は、その作業は本契約に基づくものとしてその作業に対して本契約の条項を遡及して適用する。

第6条 [船体などの使用処分]

救助者またはその使用者は、救助作業上必要な範囲内で、予め本船船長の同意を得て、無償でかつ原状回復義務を負うことなく、船体、機関、属具、備品及び積荷を使用し、一部を取

り外し、切り取り、加工し、又は投棄することができ、これによって当然生じる船体、機関、属具、備品及び積荷の全部又は一部の滅失毀損等の損害について賠償の責めを負わない。ただし、緊急にしてかつ已むを得ざる事由があるときは、必要な範囲内で、救助者は、自己の判断により上記の処置をとることができる。

第7条 [作業状況の報告]

救助者は、救助期間中毎日本船の状態及び作業の状況を本船船長及び本船船主に報告する。

以上第5、6、7条については、それぞれ旧JSE フォーム第2、3、4条と変更はない。

第8条 [救助報酬]

- ① 本船、積荷その他の財貨の全部又は一部の救助に成功したときは、救助者は、救助報酬を被救助者に請求することができる。
- ② 救助報酬の金額は、救助に要した費用を基準とし、これに被救助財貨の価額のほか、被救助財貨が直面している危険の内容及び度合い、救助作業の難易度・危険度、救助作業実施上の救助者の技能、救助者によって達成された成功の度合い、救助作業の迅速性、救助者の救助設備の準備態勢・有効性及びその価額、並びに環境損害を防止又は軽減するための救助者の技能及び努力を総合勘案して決定する。ただし、救助報酬金額は、それに加えて支払うべき利息及び訴訟費用（斡旋及び仲裁費用を含む。以下同様とする。）を除いて、当該救助の終了した時点における被救助財貨の価額の合計額を限度とする。
- ③ 被救助者は、それぞれの被救助財貨の価額に応じて独立して救助報酬を分担する。

第1項および第3項は、それぞれ旧JSE フォーム第5条第1項および第3項と変更ない。

第2項は、救助報酬の決定方法を規定したものであるが、旧JSE フォーム（第5条第2項）に以下のよう修正を加えた。

- (1) まずワーキンググループの討議の席上、現

行の救助報酬決定方法に変更を加えるべきかどうかについて検討が加えられた。新海難救助条約第13条第1項およびそれを合体したLOF1990第2条においては、列記する10項目の基準をその順序に関係なく考慮して救助報酬を決定することが定められている。一部の委員からは、JSE フォームにおける救助実費を基準とする現行の救助報酬決定方法のもとでは、特に被救助額が高額のケースであっても、そのことに特段の考慮は払われずに、報酬水準は低レベルにとどまる嫌いがあり、この際 LOF と同様の決定方法を採用してはどうかという意見が出された。しかしながら、現行のいわゆる実費プラスボーナス方式は本邦において完全に定着しており、常に安定的な救助報酬を決定するという点で JSE フォームの最大の長所ともなっていることから、現行の救助報酬決定方法を原則維持することで意見が一致した。

(2) ただし、旧 JSE フォームのもとで救助報酬決定の際に考慮される要素として列記されていたのは、「救助作業の難易、作業実施上の救助者の技能及び被救助財貨の価額等」であり、これを新海難救助条約第13条第1項に倣って、考慮すべき諸基準をすべて列記する形式に改めた。これらの諸基準の中には、「環境損害を防止又は軽減するための救助者の技能及び努力」も含まれており、これによって JSE フォームのもとにおいても、LOF1990 と同様に環境損害の防止・軽減のための救助者の技能・努力の要素が救助報酬決定の際考慮されるべきことが初めて明記されることになる。また被救助財貨が高額の場合には、その点について然るべき考慮して救助報酬を決定する余地を持たせる趣旨で、考慮すべき諸基準を列記した先頭に、「被救助財貨の価額」を置いた。なお、今後具体的に本条を適用して救助報酬を決定するにあたっては、特に被救助財貨の価額について考慮の度合等、何らかの統一的な運用基準が必要になってこよう⁸⁾。

(3) 第2項第2文は、旧 JSE フォームと同様に救助報酬金額は救助作業終了時における被救助財貨の価額の合計額を限度とすることを規定したものであるが、新海難救助条約第13条第3項およびそれを合体した LOF1990 第2条に倣い、利息と訴訟費用（斡旋及び仲裁費用を含む。）は別途とすることを新たに規定了した。

第9条 [特別補償]

- ① 第8条第1項及び第2項の規定にかかるらず、本船それ自体又はその積荷が環境損害を発生させるおそれのある船舶に関して救助者が救助作業を行い、かつ、第8条に基づいては、本条に従って算出される特別補償と少なくとも同額の報酬を得ることができない場合には、救助者は本条に定める自己に生じた費用に等しい特別補償を本船船主に請求することができる。
- ② 救助者が、第1項に規定する状況において、救助作業によって環境損害を防止又は軽減した場合には、救助者は、自己に生じた費用に、原則としてその費用の30パーセントを超えない額を加えた額の範囲内で本船船主に特別補償を請求することができる。ただし、第8条第2項に定める基準を勘案した結果そうすることが公平かつ正当である場合には、例外的に、自己に生じた費用にその100パーセントを超えない額を加えた額を請求することができる。
- ③ 第1項及び第2項の「自己に生じた費用」とは、救助作業中に救助者に合理的に生じた出費並びに救助作業中に実際に、かつ、合理的に使用された設備及び人員に関する適正料金をいう。
- ④ 本条の下での特別補償は、その総額が第8条の下で救助者が取得できる報酬を超える場合に限り、かつ、超えた限度において支払う。
- ⑤ 救助者が過失があり、そのために環境損害を防止又は軽減することができなかった場合には、本条の下で救助者に支払うべき金額は、

その全部又は一部を減額することができる。

⑥ 本条のいかなる規定も、本船船主の償還請求権に影響を及ぼすものではない。

本条は、旧JSEフォーム第5条の2のいわゆるセイフティ・ネットの規定を拡大し、新海難救助条約第14条およびそれを合体したLOF1990第2条と同趣旨の規定を新設したものである。すなわち、

(1) 本船それ自体またはその積荷が環境損害を発生させるおそれのある船舶に関して救助者が救助作業を行い、最終的には財産救助には成功はしたものの、被救助財産の価額が低いために救助者の救助実費が賄えないような場合には、救助者は救助実費と同額の特別補償を船主に請求することができる。

(2) 救助者が救助作業によって環境損害の防止・軽減に成功した場合には、救助者は救助実費に30%または場合によっては例外的に100%を限度とする割増金を加えた額を特別補償として船主に請求することができる。

ことを第1項および第2項で定めている。

本条は、これらを含め第1項から第6項までいずれも新海難救助条約第14条の規定に倣ったものであり、その規定を合体するLOF1990と同一歩調を採っているといってよいが、割増金の決定において若干の相違がある。すなわちLOFにおいては、裁判所（実務的には仲裁人）がそうすることが公平でかつ正当と判断する場合には割増の限度は30%を超えて100%とすることが認められているのに対し、JSEフォームにおいては、例外的なケースにおいては割増の限度を100%とする点は同一であるが、その判断を裁判所または仲裁人のみに委ねるのではなく、当事者間において協議によってこれを認めることを可能としている。

第10条 [担保]

① 被救助者は、救助作業を終了したときは、救助者の要求により救助報酬（利息及び訴訟費用を含む。）支払の保証として、相当の担保を提供しなければならない。担保が提供さ

れないときは、救助者は被救助財貨を留置することができる。本船船主は、積荷の引渡し前における荷主による担保の提供を確実にするために、最善の努力をする。

- ② 被救助者は、それぞれの被救助財貨の価額に応じて独立して担保を分担する。
- ③ 第9条の規定が適用される見込みが生じたときは、本船船主は、救助者の要求により同条に基づく特別補償の支払の保証として、救助者に対して相当の担保を提供しなければならない。
- ④ 第1項又は第3項に基づき救助者の要求した担保額が過大であったときは、救助者は、担保の提供に要した費用の全部または一部を負担しなければならない。
- ⑤ 第1項及び第3項の担保とは、銀行、保険会社、P.I.クラブ及び保証会社の保証状、現金その他これに準ずるもので救助者が承認するものをいう。

担保が銀行、保険会社、P.I.クラブ又は保証会社の保証状であるときは、当事者間に別途の合意がある場合を除き、その保証状による保証金額は日本国通貨をもって表示するものとする。担保が現金又はこれに準ずるものであるときは、日本国通貨又は日本国通貨をもって表示されるものに限る。

- ⑥ 前項の担保の寄託先は、社団法人日本海運集会所（以下「海運集会所」という）とする。海運集会所は、寄託された担保を救助報酬金額又は特別補償金額が和解、斡旋又は仲裁を含め最終的に確定し、その支払いがなされるまで保管する。

担保の保管のため費用を要したときは、その費用は担保寄託者の負担とする。

寄託中の担保には利息を付さない。ただし、現金担保について利息が生じたときは、その利息は担保寄託者が取得する。

- ⑦ 海運集会所は、寄託された担保が最終的に確定した救助報酬金額又は特別補償金額に不足してもその責めを負わない。また担保として寄託されたものが有価証券の場合、その証

券の価値変動について、海運集会所はその責めを負わない。

本条は、旧JSEフォーム第6条を一部修正したものである。

第1項第1文の「救助作業を終了したときは」という語句は、旧JSEフォームでは「救助が成功したときは」となっていたものである。救助が全面的に成功しない場合でも、救助者の要求により被救助者は被救助額限度で担保を提供しなければならないことから、表現を改めたものである。

第1項第3文は、LOF1980に初めて取り入れられた規定であり、旧JSEフォームにはなかったものであるが、荷主側の担保提供に関する本船船主の協力義務として追加して規定することにした。

第3項は、特別補償についても救助者の要求により本船船主は担保を提供しなければならないことを定めたものであるが、第1項とのバランスを考慮して「相当の」という語句を加えた。

第5項第2文は、担保が保証状であるときには原則としてその金額は日本円で表示することを新たに規定した。これは、LOF1990第1条(f)【LOF1980第1条(c)】が担保を原則として英ポンドで表示することとしていることに倣ったものである。

第6項第2文は、海運集会所による担保の保管について規定したものであるが、旧JSEフォームでは「和解又は斡旋を含め」としていたものを「和解、斡旋又は仲裁を含め」に改めた。

その他第2項、第4項および第7項には変更はない。

第11条 [救助報酬等の支払]

第8条の救助報酬金額又は第9条の特別補償金額について当事者間において合意が成立したときは、被救助者は、第10条の担保と引換えに遅滞なくその金額及び第14条に規定する利息を救助者に支払う。

本条は、基本的に旧JSEフォーム第7条の内容と同一であるが、当事者間において合意が成立したときは、被救助者は救助報酬金額または特別補

償金額に、後述する第14条の利息を加えて救助者に支払うべきことを規定した。

第12条 [斡旋]

- ① 救助報酬金額又は特別補償金額について作業終了の日から90日以内に当事者間で協議が整わないときは、当事者は、海運集会所海難救助報酬斡旋委員会（以下「斡旋委員会」という）に斡旋を求めるものとする。
- ② 本契約に基づく前項以外の諸事項についても、当事者は合意によって斡旋委員会に斡旋を求めることができる。
- ③ 当事者が合意したときは、第1項の期間を短縮することができる。
- ④ 斡旋手続については、本契約書裏面記載の海運集会所の「海難救助報酬斡旋手続規則」による。
- ⑤ 斡旋委員会が前項に掲げる規則に定めるところにより当事者に協議の継続を命じたときは、当事者は、その指示に従い協議を整えるよう努力しなければならない。
- ⑥ 第1項の協議期間中及び斡旋手続続行中は、いずれの当事者も競売申立、本訴の提起等の手続に訴えることができない。ただし、債権の保全を危うくするおそれのある場合における債権保全手続についてはこの限りではない。

本条は、当事者間で争いが生じた場合の斡旋の規定で、旧JSEフォーム第8条に相当するものであるが、第1項および第2項について以下の趣旨で改定を加えた。

- (1) 旧JSEフォームにおいては、救助報酬金額、特別補償金額その他契約に基づく諸事項について作業終了の日から90日以内に当事者間で協議が整わないときは、当事者は斡旋を求めることができ、他の当事者はこれに応じなければならないこととなっていた。今回の改定では、争うべき事項によって斡旋への進み方を二つに整理した。すなわち、
 - a. 救助報酬金額または特別補償金額については、作業終了日から90日以内に当事者間

で協議が整わないときは、当事者は斡旋を求めるべきこととした。

- b. 上記以外の契約に関する諸事項については、当事者の合意があれば斡旋を求めることが可能のこととした。

(2) したがって救助契約に基づく諸事項のうち、救助報酬金額または特別補償金額について当事者間で協議が整わないときは、当事者は自動的に斡旋（その後仲裁）に進むことになり、一方それ以外の事項については、当事者の合意があれば斡旋を求めることが可能になった。この改定の意図は、救助報酬金額または特別補償金額の決定については、日本海運集会所の斡旋・仲裁のシステムの中で解決させることとする一方、それ以外の法律問題については、当事者の意思によって斡旋・仲裁で争うか、または訴訟で争うか、いずれの道も開いておこうとするものである。

第3、4、5項については、いずれも変更はない。

第6項は、協議期間中および斡旋手続続行中は当事者は競売申立、本訴の提起などの手続きに訴えることができないことを定めたものであるが、時効の中止や被救助財産に対するリエンの保持などが必要となった場合を除外する趣旨で「債権の保全を危うくするおそれのある場合における債権保全手続きについては」という表現に改めた。

第13条 [仲裁]

- ① 第12条に定める斡旋が不調に終ったときは、当事者は、海運集会所に仲裁を求め、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。
- ② 前項の仲裁は海運集会所の海事仲裁規則による。

旧JSEフォーム第9条では、斡旋が不調に終ったときは、当事者は合意により仲裁を求め、その判断を最終のものとすることとしたが、今回の改定でこれを斡旋が不調の場合には自動的に仲裁に進み、その判断を最終のものとすることとした。

第12条の改定と合わせて考えると、救助報酬金

額および特別補償金額については、当事者間の協議が成立しなければ、自動的に斡旋・仲裁に進み、仲裁の裁定が最終のものとなる。それ以外の契約に関する法律問題については、当事者の合意があればこれと同様の手続きとなるが、訴訟で争う道も開かれていることになる。

第14条 [利息]

第8条の救助報酬金額及び第9条の特別補償金額には、救助作業を終了したのち3ヶ月を経過した日からその支払日（内払いがある場合は各内払いについてその内払い日）までの期間について利息を付するものとする。利率は、別途の合意がある場合を除き、年6パーセントとする。

本条は、救助作業終了から3ヶ月を経過した日から支払日までの期間について、救助報酬金額および特別補償金額に原則として商事利息の年6%の利息を付することを定めた新設規定である⁹⁾。

LOF1990第10条は、それまで実務上作業終了から6ヶ月を経過した日から裁判の公示日まで裁判額に利息が付加されていたのをさらに一步進め、作業終了日から裁判の公示日まで利息を付することを規定した。LOF1990はこの他にも仲裁人が指名された後原則として6週間以内に予備的な会合を開催することを新たに規定しており、これらの規定はいずれも救助報酬または特別補償に関する仲裁手続を促進する目的で定められたものである。

本邦においては、従来救助報酬に利息を付する実務はなかったが、JSEフォームに国際性を持たせることおよびこれまで以上に救助報酬金額の決定を促進する目的で、利息に関する規定を新設することとした。利息の起算日については、救助実費の概要が明らかになり、救助者が費用の見積書を提出できるようになる時期として、救助作業終了から3ヶ月を経過した日とした。

第15条 [通貨換算率の変動]

第8条の救助報酬金額及び第9条の特別補償金額を決定するにあたっては、救助作業を終了

した日とその決定日までの間の関係通貨の為替換算率の変動結果を斟酌する。

本条は、LOF1990第15条 [LOF1980では第18条] に倣い、救助報酬金額および特別補償金額を決定するにあたっては、救助作業終了日と決定日までの間の関係通貨の為替換算率の変動結果を斟酌することを新たに定めた。前条同様、JSE フォームに国際性を持たせることを目的としたものである。

第16条 [斡旋又は仲裁における通貨]

救助報酬金額又は特別補償金額の決定を第12条に規定する斡旋又は第13条に規定する仲裁に付託したときは、斡旋又は仲裁による金額は、当事者間において別途の合意がある場合を除き、日本国通貨によって表示されるものとする。

第10条の、担保が保証状であるときの表示通貨を原則として日本円とする規定と同趣旨で、斡旋または仲裁によって決定される救助報酬金額または特別補償金額についても、原則として日本円で表示することを定めた新規定である。第10条と同様に、LOF1990第1条(e)に倣ったものである。

第17条 [管轄裁判所]

本契約に関する紛争の管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

旧 JSE フォーム第10条と同一の規定である。

救助報酬金額（または特別補償金額）以外の事項についての争いに関して、当事者が斡旋・仲裁を選ばずに、訴訟に進む場合もあることから、本条は削除せずに残した。

第18条 [準拠法]

本契約は、日本法に準拠する。

旧 JSE フォームでは、準拠法についての規定はなかったが、LOF1990第1条(g) [LOF1980第1条(d)] が英法準拠を規定していることに合わせ、日本法を準拠法とすることを新たに規定した。

4. むすび

日本近海においても、近年環境問題についてはますます関心が高まっており、日本の救助業者にとっても、環境損害が関係する救助ケースをてがけることが多くなってきている。このような状況のもとで、新海難救助条約およびLOF1990と同様に、救助業者がかかる救助作業を引き受け、環境損害の防止・軽減を行うためのインセンティブを与えるような規定を含む新たなJSE フォームを制定したことは、関係者にとって大きな意義をもつものと考える。

また今回の改定においては、環境損害に関連する規定のみならず、JSE フォームに国際性をもたらせる観点から、LOF の条文のうち必要と考えられるものはすべてその趣旨を盛り込んでいる。さらに英文版についても、英國弁護士の意見も取り入れて全般的な見直しを行った。

今後この新たなJSE フォームが、本邦の関係者だけでなく、従来以上に国際的に広く利用されることを望むものである。

以上

[注]

1) 1989年新海難救助条約の改定内容については、原田一宏「1989年海難救助条約の制定」(損害保険研究第51巻第4号 pp.37-105) 参照。

また LOF1990の改定内容については、拙稿「ロイズ救助契約標準書式の改正」(海事法研究会誌第99号 pp.65-89) 参照。

2) ワーキンググループは、成蹊大学谷川久教授をアドバイザーとし、船社、救助業者、保険会社、P I クラブの代表者を委員として構成された。

3) 新海難救助条約第14条およびLOF1990第2条参照。

4) 新海難救助条約第13条およびLOF1990第2条参照。

5) 日本近海において日本の救助業者が韓国船、台湾船などの救助を行うケースや、東南アジア海域において海外の救助業者が日本関係船の救助を行うケースなどで、JSE フォームが使用されることが徐々に増えてきている。

6) 1990年に改定されたフランスの救助契約書式 (CONTRAT D'ASSISTANCE MARITIME) も、新海難救助条約の規定の一部をその趣旨を生かす形で独自の条文として取り込んでいる。

7) 下線部分が旧 JSE フォームを改定した箇所である。

- 8) 例えは各評価基準別に、ある程度客観的な採点基
準を設け、これらの合算結果に基づいてボーナス率
を算定するなどの方法が考えられる。
9) 商法第514条参照。

JSE海事法講座

1991年10月24日(木)午後6時30分開講

カナダ人弁護士ロバート・マーゴリス氏の英語による海事法講座

主催 社団法人日本海運集会所

ご高承のとおり、海上運送に関する業務を円滑に遂行するためには実務に密着した英國の海事法を避けて通ることはできません。

弊所では、オックスフォード大学、ロンドン大学等を卒業され、香港、シンガポールの大学で海商法、保険法の講義経験をお持ちになるカナダ人弁護士ロバート・マーゴリス氏を講師に迎え、以下の要領で「英語による海事法講座」を開催致しますので、奮ってご参加下さい。

特色

JSE海事法講座は、海上運送契約はもちろん、英國契約法や訴訟制度などの基礎的テーマについて実務上の問題をも網羅した出色の内容となっております。

また、講義はすべて氏の流暢な英語で行われ、質疑応答も原則的に英語で行われますので、英國の大学に直接アクセスする感覚で受講できます。

マーゴリス氏は、ホンコンやシンガポールなどのアジアの大学で数年間海商法を講義され、英語を母国語としない受講生を多く対象とした本講座にぴったりの講師といえるでしょう。

講座内容

講義テーマ 期間

Jurisdiction 10/24、10/31 (2回)

—英国訴訟制度—

★Cocktail Party 11/7 場所：日本橋精養軒

時間：午後6時～8時

Voyage Charter Party 11/14、11/21、11/28、12/5、12/12 (5回)

—英國契約法の基礎—

Time Charter Party 1/16、1/23、1/30 (3回)

Bill of Lading 2/6、2/13、2/20、2/27 (4回)

ロバート・マーゴリス氏の横顔

ロバート・マーゴリス (Robert Allan Margolis) (ブリティッシュ・コロンビア州パリシター、ソリシター)

University of British Columbia(LL.B.), Wadham College,
University of Oxford(B.C.L.), University College London,
University of London (L.L.M.)などの大学を卒業後、National
University of Singapore (1986～1988), University of Hong
Kong (1988～1991)の各法学部で、海上保険、海上運送、海事法を
講義した。現在は、赤坂国際法律会計事務所に保険法・海事法顧問
として所属。

(詳細は事務局へお問い合わせ下さい。)

